

階上町防災基本条例（案） について（概要版）

- 1 はじめに
- 2 条例の位置付け
- 3 基本理念
- 4 自助について
- 5 共助について
- 6 公助について

1 はじめに

自然は、時として人知を超えた猛威をふるい、私たち人間の生活に甚大な被害をもたらしてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震とこれに伴う巨大津波により、多くの生命と財産を奪うとともに、人々が積み上げてきた地域の暮らしや都市機能に壊滅的な被害をもたらしました。

私たちは、この惨禍をしっかりと受け止め、風化させることなく、災害に負けない地域づくりのための教訓として、次の世代、そのまた次の世代へと引き継がなければなりません。

もとより災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、英知を集めて効果的に対策を講じることにより、被害を最小限にとどめることは可能です。

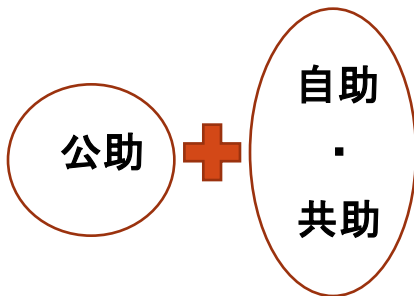
そのためには、国や県、町などの行政および公的機関はもちろんのこと、町民一人ひとりが、また、企業や商店などの事業者が、それぞれ自らの力で自らを災害から守るために、全力で取り組むことが必要不可欠です。

いつか必ずやってくる大規模災害に備え、町と町民が適切な役割分担のもと、自助・共助・公助がバランス良く融合した、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

2 条例の位置付け

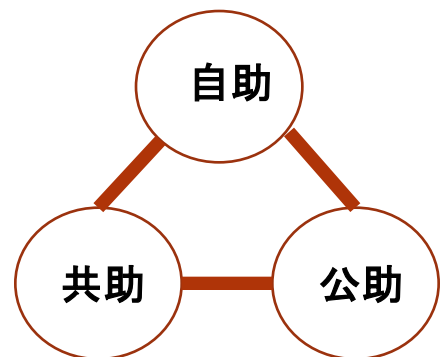
災害対策基本法

行政の「公助」中心で、個人・事業者の「自助」や地域の「共助」については限定的な内容



町防災基本条例

地域の特性を踏まえ、「公助」「自助」「共助」の役割を明確化し、各主体が相互に連携協力し、一体となって総合的な防災対策を推進するための規範を定める。



補完

階上町地域防災計画

「協働による災害に強いまちづくり」の実現

3 基本理念

「自助」「共助」「公助」の3つの理念に基づき、町民、事業者^(※1)及び町それぞれが連携を図りながら、災害対策に取り組みます。

- (1) 自助・・・町民及び事業者が、自らの手で自らを災害から守ること
- (2) 共助・・・町民及び事業者が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守ること
- (3) 公助・・・町が、町民や事業者を守るための施策を推進すること

(※1) 事業者

本条例において「事業者」とは、事業を営む個人及び法人などの全てをいいます。

個人事業者の例としては、小売業や卸売業をしている人をはじめ賃貸業や取引の仲介、運送、請負、清掃、クリーニング、理容や美容といった業を営んでいる者。さらに、医師、公認会計士、税理士も事業者になります。

法人では、株式会社や有限会社などの企業、公益社団法人、社会福祉法人や医療法人などの公益法人など、法人は全て事業者になります。

4 自助について

1 町民の自助

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた方が誰に救助されたかについては、「自力で」又は「家族に」などの自助による救助が約67%、「友人・隣人に」などの共助によるものが約30%、救急や自衛隊などによる公助は2%にも満たなかったとされています。（日本火災学会の「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による。）災害が、大規模になればなるほど、自らの命は自らが守るという「自助」が最も重要になります。「自助」により、一人ひとりが生き延びて、「共助」の力となるのが、地域を守り、自分を守ることになります。

また、行政やその他の公的機関の職員も、各家庭において「自助」を実践できずに、死亡又は負傷してしまつては、組織の一員として「公助」を担うことができません。「自助」があつて、はじめて「共助」も「公助」も成立し得るのです。

住宅の耐震化や家具などの転倒防止、出火の防止、飲料水や食料等の備蓄など、自分の手で自分や家族、財産を守る必要があります。

2 事業者の自助

事業者には、自らの安全のほか、従業員や顧客の安全を確保する責務があります。各家庭における備えと同様に、事業所においても災害への備えを講じなければなりません。

また、災害時に事業者が事業活動を継続することは、地域住民の生活を支える上で不可欠であり、災害が起きたときの人的被害や資産の損害を最小限にとどめつつ、業務を継続できる体制の整備を平常時から講ずることが重要です。

5 共助について

1 町民の共助

「自分たちが暮らすまちは、自分たちが守る」これが「共助」の基本です。「自助」により自分を守り、家族を守り、我が家が無事であっても、隣の家から火災が発生し、燃え広がるかも知れません。あるいは、どんなに手立てを講じても、自分を守りきれないこともあり得ます。大規模地震などの広域災害では、防災機関が全ての現場に向かうことはできません。自分がケガをして逃げ遅れたときや生き埋めになったとき、それに気づいて助けてくれるのは誰でしょうか。地域コミュニティにおいて、地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、町が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加することにより、地域の交流を深め防災力を高めることが重要です。

2 自主防災組織の責務

自主防災組織は、地域における「共助」の中核を担う組織として、全国の自治体で結成が進み、活動を行っており、当町においては、19全行政区で組織化されています。自主防災組織が、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、町が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、地域住民、消防団、事業者等と協力して防災活動を実施することが重要です。

3 事業者の共助

事業者が、地域社会の一員として、地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、町が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、地域住民と共に自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力することが重要です。

6 公助について

1 基本方針

町は、法令に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策及び災害の復旧に関する対策を推進し、町民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、安全の確保に努めます。

また、町の職員は、防災に関する知識及び技術を習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加します。

これらを含め、町は、町民等との協働及び災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりの推進を基本として災害対策を推進します。

2 協働による災害対策の推進

町は、協働による災害対策の推進のため、自主防災組織及び災害時要援護者への支援（※2）、防災に関する知識の普及、防災教育の充実、防災訓練の実施、災害対策に関する情報の提供、ボランティア活動への支援等に努めます。

（※2）災害時要援護者への支援

災害時要援護者への情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう、一定の制限のもと、災害時要援護者の個人情報や地域内の自主防災組織、地区民生委員及び町内会等に提供し、共有させることができることとします。

3 災害に強いまちづくりの推進

町は、災害に強いまちづくりの推進のため、備蓄物資の整備、応急対策を行うための体制の確立、避難所の開設・運営、町民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備の復旧、災害からの早期復旧の推進、防災に係る協定の締結等に努めます。